

県本部各部課長
殿下各警察署長

宮本県安第1162号
令和7年12月25日
生活安全部長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布について
(通知)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第83号。以下「改正法」という。)が別添1のとおり令和7年12月10日に公布され、公布の日から起算して20日を経過した日(令和7年12月30日)(ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備については、公布の日から起算して3月を経過した日(令和8年3月10日))から施行されることとなった(改正法の概要、要綱及び新旧対照条文については、別添2から別添4までのとおり)。

改正法に係る当面の運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないように運用されたい。

記

- 1 地域住民、関係行政機関、企業・団体、学校等に対する広報啓発活動の推進
ストーカー事案の兆候をいち早く把握し、被害の予防・拡大防止を図るため、被害者等から早期に相談等がなされるよう、地域住民に加え、関係行政機関、企業・団体、学校等に対して、改正法の内容を周知徹底すること。
特に従業員を雇用する企業・団体及び学校に対しては、改正法により被害者に対する援助の努力義務の主体になり得るところ、改正法の内容の周知に加え、被害者等の安全確保を最優先とした対処のために警察と更に緊密な連携を図ることができるよう関係構築に努めること。
- 2 警察職員に対する指導教養
被害者等からの相談については、特定の窓口に限らず、警察本部や警察署の担当課、警察署の当直、交番、駐在所等の様々な部署に寄せられ、対応する可能性があることから、全ての職員に対して、改正法の内容の指導教養を行うこと。
- 3 附帯決議の趣旨を踏まえた対応
衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会における改正法案の議決に際し、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(別添5及び別添6)が決議され、被害者の意向を踏まえて警告を行うことのほか、関係機関との連携協力を推進することや被害者等の安全確保を最優先に対応することなどがその内容とされていることから、改正法の施行及びその準備に当たっては当該内容を踏まえて対応されたい。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第八十三号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正す

る。
第二条第三項第一号中「この号に」を「この号及び次号に」に、「この号及び次号」を「この項に」、
「同号」を「第三号」に改め、同項第二号中「を取り付けること、位置情報記録・送信装置」を「又は
位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り
付けること、位置情報記録・送信装置等」に、「伴い位置情報記録・送信装置」を「伴い位置情報記録・
送信装置等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を
送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情
報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものを
いう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用
いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特
定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
第四条第一項中「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされた」として当該つきまとい等又は位
置情報無承諾取得等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において当該申出に係る「を削り、「と
きき」の下に、「その相手方の申出により、又は職権で」を加え、同条第三項中「第一項の申出をし
た者」を「当該警告に係る前条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次のただし書を加え
る。

ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することがで
きない場合は、この限りでない。
第四条第四項中「警告」を「第一項の申出を受けた場合において、警告」に、「第一項の」を「当該」
に改め、同条第五項中「第一項の申出の受理及び」を削る。
第五条第六項中「第一項又は第三項の申出を受けた場合において」を削り、「申出をした者」を「禁
止命令等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することがで
きない場合は、この限りでない。

第五条第九項中「事案に関する」を削り、同条第十項を次のように改める。
第十条第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分につ
いて準用する。この場合において、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは、「第九項」と読み替
えるものとする。

第六条の見出しを「特定相手方情報の提供の禁止等」に改め、同条中「もの」の下に「次項におい
て「特定相手方情報」という。）を加え、同条に次の一項を加える。
二 警察本部長等は、警告又は禁止命令等（以下この項において「警告等」という。）があつた場合に
おいて、当該警告等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有し
ようとしている者（以下この項において「相手方情報保有者等」という。）が、当該警告等を受けた
者であつて現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方に係る特定相手方情
報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、国家公安委員会規則
で定めるところにより、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを
通知して、当該提供を行わないよう求めることができる。この場合において、警察本部長等は、当
該相手方情報保有者等に対し、当該通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう求めなけれ
ばならない。

第九条第三項中「住民は、」を「住民並びに」に改め、「相手方」の下に「を雇用する者及び当該相手
方が就学する学校の長は、当該相手方」を加える。
第十三条第一項中「第四条第一項の申出に係る」を削り、同条第二項中「当該第三条」を「第三条」
に改める。
第十四条第一項中「及び同項の」を「若しくは当該」に改め、「事案に関する」を削り、「住所若しく
は居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした
者」を「現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しく
は居所の所在地、当該行為をした者の現在」に改め、同条第二項各号中「事案に関する」を削り、同
条第三項中「第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定
に違反する行為をした者」を「第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所
在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の
現在」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げ
る規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 第六条（見出しを含む）の改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日
（通知に関する経過措置）

2 この法律による改正後の第五条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定は、こ
の法律の施行後にした同条第一項の規定による命令及び同条第九項の規定による処分（以下この項
において「命令等」という。）について適用し、この法律の施行前にした命令等に係る通知につい
ては、なお従前の例による。
（政令への委任）

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）
は、政令で定める。

内閣総理大臣 高市 早苗

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加（第2条第3項）

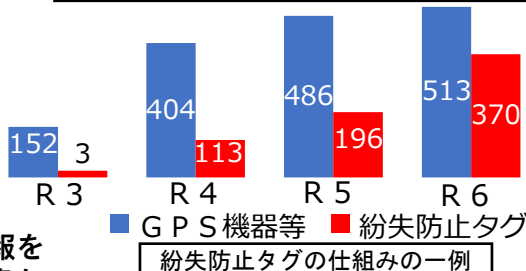
▶ 昨今、「**紛失防止タグ**」(※1)を悪用して相手方の所在に関する情報を取得しようとするストーカー事案が**増加**

▶ 紛失防止タグは、**改正前の法規制**(※2)の対象外

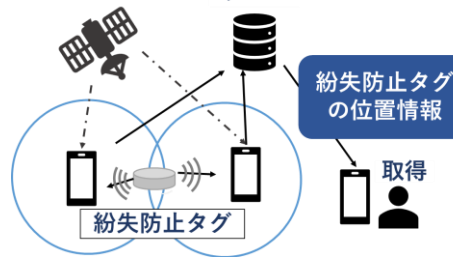
※1 紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置

※2 位置情報記録・送信装置（GPS機器等、自らの位置情報を記録し、又は送信する装置）の位置情報を取得する行為等を「位置情報無承諾取得等」として規制

GPS機器等・紛失防止タグが用いられたストーカー事案の相談件数



紛失防止タグの仕組みの一例



▶ 次の行為を**位置情報無承諾取得等に追加**

- ・ 紛失防止タグの位置情報を取得する行為
- ・ 紛失防止タグを取り付ける行為等

その他

1 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知（第6条）

探偵業者をはじめとする第三者からストーカー行為等の相手方の所在等に関する情報を入手して、ストーカー行為等を行う事案が発生

事例

避難中の相手方の実家の情報を探偵業者から入手した行為者が、当該実家に刃物を持って押し掛けた。

警察本部長等は、相手方情報保有者等(※)が、ストーカー行為等をするおそれがある一定の者に対してストーカー行為等の相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、

当該相手方情報保有者等に対し、

- ・ **情報提供先がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、**
- ・ **情報提供を行わないよう求めることができることとする。**

※ 警告又は禁止命令等を受けた違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者

2 職権での警告等（第4条・第5条）

改正前の法では、

- ▶ 警告をするには、違反行為の相手方の**申出が必須**
- ▶ 警告・禁止命令等を求める旨の**申出を受けた場合に限り、**警告・禁止命令等をした際の違反行為の相手方への通知を実施

▶ **職権での警告を創設**
▶ **申出を受けていなくても通知を実施**

3 ストーカー行為等の相手方に対する援助（第9条第3項）

- ▶ 改正前の法では、ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る**努力義務**の主体として、ストーカー行為等が行われている**地域の住民**を規定
- ▶ これまでストーカー行為等が行われていない**勤務先**や**学校**で被害に遭う事案が発生

事例

相手方の自宅付近を包丁を持ってうろついた行為者が、その約4か月後に相手方が通う高校に侵入し、包丁を所持して相手方を待ち伏せした。

▶ ストーカー行為等の相手方を**雇用する者**
▶ 当該相手方が**就学する学校の長**を**努力義務**の主体に**追加**

4 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等（第14条）

ストーカー行為等の相手方が転居した場合を念頭に、**当該相手方の当該違反行為が行われた時における住居の所在地**を管轄する**都道府県公安委員会等**を禁止命令等の主体に**追加**

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律要綱

- 1 位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加
いわゆる紛失防止タグを「位置特定用識別情報送信装置」と定義した上で、当該装置を所持する相手方の承諾を得ないでその位置情報を取得する行為等を規制対象に加える。(第二条第三項関係)
- 2 職権での警告を可能とするための規定の整備
警察本部長等が、警告を求める旨の申出を受けていなくても、職権で警告することができることとする。(第四条関係)
- 3 警告及び禁止命令等に係る通知に関する規定の整備
警察本部長等又は都道府県公安委員会が警告又は禁止命令等(以下「警告等」という。)をしたときは、警告等に係る申出を受けた場合以外の場合においても、速やかに、当該警告等に係る違反行為の相手方に通知をしなければならないこととする。(第四条第三項、第五条第六項関係)
- 4 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある場合の措置に関する規定の整備
警察本部長等が、警告等があった場合において、当該警告等に係る違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者(以下「相手方情報保有者等」という。)が当該警告等を受けた者であって現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができることとする。(第六条関係)
- 5 ストーカー行為等の相手方に対する援助に関する規定の整備
ストーカー行為等が行われている場合における当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る努力義務の主体に、当該相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長を追加する。(第九条第三項関係)
- 6 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等に関する規定の整備
禁止命令等若しくは聴聞又は警告を行うことができる機関に、当該禁止命令等若しくは聴聞又は警告に係る違反行為の相手方の当該違反行為が行われた時における住所又は居所の所在地を管轄する機関を追加する。(第十四条関

係)

7 施行期日等

- (1) 4を除き、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(附則第一項関係)
- (2) 4については、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。(附則第一項第二号関係)
- (3) この法律の経過措置等について定める。(附則第二項、第三項関係)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。</p> <p>一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（<u>第三号</u>に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。</p> <p>一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（<u>同号</u>に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送</p>

送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

三 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4
(略)

(警告)

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれ

信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

(新設)

二 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4
(略)

(警告)

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされたとして当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得

があるとき、その相手方の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 (略)

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告に係る前条の規定に違反する行為の相手方に通知しなければならない。ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

4 警察本部長等は、第一項の申出を受けた場合において、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出した者に書面により通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 (略)

2 5 (略)

6 公安委員会は、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該禁止命令等に係る第三条の規定に違

等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 (略)

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。

4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

第五条 (略)

2 5 (略)

6 公安委員会は、第一項又は第三項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及

反する行為の相手方に通知しなければならない。ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

7・8 (略)

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10 第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分について準用する。この場合において、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは、「第九項」と読み替えるものとする。

11～15 (略)

(特定相手方情報の提供の禁止等)

第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をしておそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の

び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

7・8 (略)

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10 第二項の規定は禁止命令等の有効期間の延長をしようとする場合について、第六項及び第七項の規定は前項の申出を受けた場合について準用する。この場合において、第六項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を」と、「当該禁止命令等の」とあるのは「当該処分の」と、第七項中「禁止命令等」とあるのは「第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分」と読み替えるものとする。

11～15 (略)

(ストーカー行為等に係る情報提供の禁止)

第六条 何人も、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をしておそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の

相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるもの（次項において「特定相手方情報」という。）を提供してはならない。

- 2 警察本部長等は、警告又は禁止命令等（以下この項において「警告等」という。）があつた場合において、当該警告等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者（以下この項において「相手方情報保有者等」という。）が、当該警告等を受けた者であつて現にストーカー行為等をするおそれがあるものに対して当該相手方に係る特定相手方情報を提供するおそれがあると認めるときは、当該相手方情報保有者等に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、当該提供を行わないよう求めることができる。この場合において、警察本部長等は、当該相手方情報保有者等に対し、当該通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう求めなければならない。

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第九条（略）

2（略）

- 3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民並びに当該ストーカー行為等の相手方を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長は、当該相手方に対する援助に努めるものとする。

相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

（新設）

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第九条（略）

2（略）

- 3 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要限度において、第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等(第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。)をするために必要があると認めるときは、その必要限度において、第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等若しくは当該聴聞に係る第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は

(報告徴収等)

第十三条 警察本部長等は、警告をするために必要があると認めるときは、その必要限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等(第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分を含む。)をするために必要があると認めるときは、その必要限度において、当該第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十四条 この法律における公安委員会は、禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に関しては、当該禁止命令等及び同項の聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が

当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

一 当該聴聞に係る第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の当該行為が行われた時における住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

行われた地を管轄する公安委員会とする。

2 公安委員会は、第五条第二項の聴聞を終了しているときは、次に掲げる事由が生じた場合であっても、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができるものとし、当該他の公安委員会は、前項の規定にかかわらず、当該聴聞に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

一 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該聴聞に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

3 この法律における警察本部長等は、警告に関しては、当該警告に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 本法による位置特定用識別情報送信装置を用いた位置情報無承諾取得等に対する規制を始めとする、ストーカー行為等に対する種々の規制の実効性を高めるための方策について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 オンラインでのつきまとい等、ストーカー事案の手口が多様化していることに鑑み、ストーカー行為等の実態について不断の情報収集・分析を行い、必要な対策を講ずること。また、被害者等の位置情報を把握する行為に着目した規制の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）第二条第三項に基づく政令の改定に当たっては、規制事項を具体的かつ明確なものとし、対象を不当に拡大しないようにすること。

四 ストーカー規制法第四条に基づく警告は被害者の意向を踏まえて行うこととし、職権による警告を検討する際にも、被害者との相談等を通じて被害者の心情を丁寧に把握しその意思を尊重すること。

五 外形的にはストーカー規制法において規制される「つきまとい等」に相当する行為であるが恋愛感情等

によらないものを同法の規制対象とする必要性について、その実態及び諸外国の制度を踏まえて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際、規制が過度に広範なものとならないよう留意すること。

六 加害者に対する治療について、警察からの働き掛けが実際の治療に結び付いている例が少ないという実態に鑑み、その原因を分析するとともに、カウンセリングや治療の費用負担軽減、医療体制の拡充、加害者及びその家族からの相談窓口の拡充を始めとする適切な措置を講ずること。

七 専門的な立場から被害者の心のケアや加害者への治療の説得を行うために、都道府県警察への心理専門職の配置を支援するなど、被害者の相談や加害者への対応時に心理専門職の活用に努めること。

八 ストーカー事案の被害者が、早期の段階で関係機関につながるように、警察だけでなく国及び地方公共団体の相談窓口を充実させるとともに、民間の自主的な活動を含めた連携協力を推進すること。また、前回の附帯決議以降の進捗状況を報告すること。

九 ストーカー事案の相談等件数が高止まりしている現状に鑑み、ストーカー行為等の原因について分析するとともに、その背景にある社会課題の解決や被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育の実施など、ストーカー行為等の根絶に向け、政府一丸となって取り組むこと。

令和七年十二月二日
参議院内閣委員会

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法による位置特定用識別情報送信装置を用いた位置情報無承諾取得等に対する規制を始めとする、ストーカー行為等に対する種々の規制の実効性を高めるための方策について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 オンラインでのつきまとい等、ストーカー事案の手口が多様化・巧妙化していることに鑑み、ストーカー行為等の実態について不断の情報収集・分析を行い、必要な対策を講ずること。また、被害者等の位置情報を把握する行為に着目した規制の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）第二条第三項に基づく政令の改正に当たっては、規制事項を具体的かつ明確なものとし、対象を不当に拡大しないようにすること。

四 ストーカー規制法第四条に基づく警告は被害者の意向を踏まえて行うこととし、職権による警告を検討

する際にも、被害者との相談等を通じて被害者の心情を丁寧に把握し、その意思を尊重すること。

五 外形的にはストーカー規制法において規制される「つきまとい等」に相当する行為であるが恋愛感情等によらないものを同法の規制対象とする必要性について、その実態及び諸外国の制度を踏まえて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際、規制が過度に広範なものとならないよう留意すること。

六 ストーカー加害者に対する再犯防止のためのカウンセリングや治療が重要であるにもかかわらず、警察からの働きかけが実際の治療等に結び付いている例が少ないという実態に鑑み、その原因を分析するとともに、関係府省庁が連携して、カウンセリングや治療の費用負担軽減、医療体制の確立・拡充、加害者及びその家族からの相談窓口の拡充を始めとする適切な措置を講ずること。

七 専門的な立場から被害者の心のケアが十分に行われ、加害者への治療等が促進されるよう、都道府県警察への心理専門職の配置を支援するなど、被害者の相談や加害者への対応時に心理専門職の活用に努めること。

八 ストーカー事案の被害者が、早期の段階で関係機関につながるように、警察だけでなく国及び地方公共団体の相談窓口を充実させるとともに、民間の自主的な活動を含めた連携協力を推進すること。また、令和三年法改正以降の進捗状況を報告すること。

九 ストーカー事案を始めとする恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことから、警察においては、ストーカー行為等の被害者等の安全の確保を最優先に対応すること。

十 ストーカー事案の危険性・切迫性の適正な評価、とりわけ被害者から相談や被害届の取下げの申出があった際に、被害者が加害者等の影響下にはないかを確認するなどの被害者の真意の慎重な見極めが、全国の警察においてあまねく実施されるよう、知見や経験のある警察官の育成・配置、当該知見等をいかした対応マニュアルの作成・共有等を行うこと。

十一 ストーカー事案の相談等件数が高止まりしている現状に鑑み、ストーカー行為等の原因について分析するとともに、その背景にある孤独・孤立などの社会課題の解決や被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育の実施など、ストーカー行為等の根絶に向け、政府一丸となって取り組むこと。

右決議する。